

福島県不妊治療支援事業助成金に係るQ&A

番号	カテゴリ	質問内容	回答
1	助成対象	保険適用の治療は助成対象となりますか。	助成対象外となります。 治療費への助成については、保険適用外の治療に対してのみとなります。 ※検査費については、保険適用の有無は問いません。
2	助成対象	治療の途中から県内に転居した場合、助成対象となりますか。	助成対象外となります。 治療期間中全てと申請日において、県内に住民票を有する必要があります。
3	助成対象	治療中は県内に在住していたが、治療終了後県外に転出した場合、申請は可能ですか。	申請日時時点で県外に転出している場合は対象外となります。
4	助成対象	治療途中に転入した場合、転入後の治療費だけ申請することは出来ますか。	出来ません。
5	助成対象	助成対象となる医療機関の指定はありますか。	医療機関の指定はありませんが、保険に定める施設基準等を満たしていることが条件となります。
6	助成対象	受診等証明書の発行に要した費用は助成の対象になりますか。	対象となります。
7	助成対象	助成対象となる治療はどのような治療ですか。	体外受精及び顕微授精による治療を対象とします。 タイミング法や人工授精（いわゆる一般不妊治療）は助成対象外です。
8	助成対象	第三者からの精子提供を受けた場合は助成対象となりますか。	助成対象外です。
9	助成対象	代理母・借り腹は助成対象となりますか。	助成対象外です。
10	助成対象	保険診療となる治療と保険外診療となる治療を併用する治療とは、具体的にどのような治療ですか。	体外受精及び顕微授精を行うにあたり、PRP療法等の保険適用外の治療を併用する場合や、投薬等において保険に定められた用量を超えて処方することにより保険適用外となる治療などが挙げられます。
11	助成対象	年齢上限超過の治療について、妻の治療開始年齢の制限はありますか。	治療開始における年齢制限はありません。
12	助成対象	治療の途中で43歳以上となった場合も対象となりますか。	助成対象となります。 治療開始時は保険適用で開始し、43歳到達により途中から保険適用外となった場合は、保険適用外となった治療のみが助成対象となります。

13	申請方法	院外処方があった場合、申請に含めることはできますか。	院外処方分も助成対象となります。金額については、治療を受けた医療機関が発行する受診等証明書に含めて記載し、領収書等の写しを添付してください。
14	申請方法	申請はどのように行うのですか。	必要書類を揃えて、住所地を管轄する保健福祉事務所又は中核市にお住まいの場合は中核市の窓口へ提出してください。郵送により提出する場合は、簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達記録される郵便を推奨します。また、記載内容に関する確認等を行う場合がありますので、必ず連絡先を記載してください。
15	申請方法	申請額はどのように記入すればよいですか。	治療費又は検査費が各申請区分の上限額を超えている場合は上限額を、上限額に満たない場合は合計金額を記載してください。
16	申請方法	いつまでに申請しなければいけませんか。	治療又は検査が終了した日の属する年度内に申請してください。
17	申請方法	申請に必要な書類はどこで入手できますか。	各保健福祉事務所又は中核市の窓口のほか、県子育て支援課のホームページからもダウンロードできます。
18	申請方法	住民票と戸籍謄本のどちらも提出する必要がありますか。	夫婦の氏名・生年月日・住所・続柄が確認できれば住民票のみで差し支えありません。戸籍謄本のみの場合は、現住所の分かる附票の提出も必要となります。
19	申請方法	不妊症の検査を受け、そのまま治療を行いました。助成金の申請をまとめて行うことはできますか。	検査費と治療費の申請は別々に行ってください。
20	申請方法	医師の指示により複数の医療機関で不妊症検査を受けましたが、医療機関ごとに受診等証明書を作成してもらう必要がありますか。	医療機関Aの医師が行う不妊症検査の一環として、Aの医師の紹介により医療機関Bで不妊症検査を受けた場合、医療機関Aが作成する受診等証明書に医療機関Bで実施した不妊症検査の内容を含めて記載することができます。
21	不妊治療	「1回の治療」とは、いつからいつまでの治療を指しますか。	採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から、妊娠確認日等の治療終了日までの一連の治療を「1回の治療」とします。
22	不妊治療	卵子、精子、受精胚の凍結費用は対象となりますか。	凍結費用は対象となります。ただし、凍結された受精胚等の管理料（保存料）は対象外です。
23	不妊治療	入院料は対象となりますか。	入院費や食事代は対象外です。

24	先進医療	「1回の治療」の治療の間に先進医療を複数回実施した場合は、どのように申請すればよいですか。	1回分の申請としてまとめて申請してください。
24-1	先進医療	2段階胚移植等を行うために、「1回の治療」の間に採卵及びタイムラプスを複数回実施した場合、1回の申請で複数回分のタイムラプスの費用を申請してよいのか。	お見込みのとおりです。
25	先進医療	先進医療とは何ですか。	先進医療とは、医療保険は適用されないが、一般の保険診療との併用が認められた治療のことです。厚生労働省において、医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する保険医療機関が届出を行うことにより先進医療として治療を行うことができます。 先進医療と保険診療を併用した場合、保険診療部分は通常の保険診療と同様に3割が自己負担となりますが、先進医療に該当する部分は10割が自己負担となります。
26	先進医療	先進医療として実施されている治療にはどのようなものがありますか。	令和5年5月15日時点で「子宮内膜刺激術」、「タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養」、「子宮内膜擦過術」、「ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術」、「子宮内膜受容能検査1」、「子宮内細菌叢検査1」、「強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術」、「二段階胚移植術」、「子宮内細菌叢検査2」、「子宮内膜受容能検査2」、「膜構造を用いた生理学的精子選択術」が先進医療として告示されています。 どの先進医療を実施しているかは、医療機関にお問い合わせください。
27	男性不妊	男性不妊治療だけでの申請は可能ですか。	採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療のみでの申請が可能です。
28	不妊症検査	どのような検査が対象となりますか。	不妊症であるかどうかを確かめるために「医師が必要と認めた検査」であれば、助成対象となります。 検査目的については検査を受けた医療機関に確認してください。
28-1	不妊症検査	体外受精・顕微授精に関する検査だけが対象ですか。	検査対象は治療内容（一般不妊治療や体外受精・顕微授精等）を問いません。 検査後に一般不妊治療を実施した場合も、検査費助成の対象となります（治療費は対象外）。
29	不妊症検査	どのような費用が対象となりますか。	不妊症検査に直接関係のある費用が対象となります。 検査を受けるために受診した際の初診料や再診料も対象となります。 また、証明書を作成するための文書料も対象となります。
30	不妊症検査	検査開始日とはいつのことですか。	検査を複数回にわたり受診した場合は、そのうち最も早い日を指します。
31	不妊症検査	夫婦が別々の日に検査を受けましたが、検査開始日はいつになりますか。	夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日が基準となります。

32	不妊症検査	助成の対象となる期間はいつからいつまでですか。	検査開始日から1年以内に行った検査が対象です。
33	不妊症検査	1年間の間に複数の検査を受けましたが、助成対象となるのはどの検査ですか。	検査開始日から1年以内に複数の検査を受けた場合は、それらをまとめて3万円を上限に助成金の申請が可能です。
34	不妊症検査	過去にも不妊症検査を受けたことがあります。今回改めて検査を行いました。申請は可能ですか。	福島県から不妊症検査に対する助成を受けていなければ申請が可能です。 また、助成を受けていた場合でも、助成決定後に出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、助成回数をリセットし、新たに実施した検査について申請することができます。
35	不妊症検査	既に子どもがいますが申請はできますか。	申請可能です。
36	不妊症検査	検査の結果、医師から薬剤を処方されましたが助成の対象になりますか。	検査の結果を受けて実施した治療や薬剤の処方、不妊症検査への助成には含まれません。 薬剤の処方が不妊治療費助成の要件を満たす場合は、治療費としての助成申請が可能です。
37	不妊症検査	複数回の検査の途中で自己負担額が3万円を超えました。この時点で申請は可能ですか。	申請可能です。
38	不妊症検査	検査が終了しましたが、自己負担額が3万円未満でした。申請はできますか。	申請可能です。 ただし、上限額に満たない場合も1回の申請となりますので、再度助成申請をすることはできません。
39	不妊症検査	夫の検査は令和5年3月までに終了し、令和5年4月以降に妻の検査を実施しましたが対象になりますか。	助成対象となります。 夫婦合わせた検査期間で申請を行うため、夫婦の検査日のいずれか早い日が令和4年4月1日以降の開始かつ最後に受けた検査日が令和5年4月1日以降であれば申請可能です。
40	助成回数	40歳の時に3回保険適用で治療を受け、次の治療から保険適用外となります。助成金は何回まで申請できますか。	3回まで助成金を申請できます。
41	助成回数	保険の回数上限を超えた治療に対する助成を3回受けた後、43歳になりました。保険の年齢上限を超えた治療に対する助成は申請できますか。	申請できません。保険の回数上限の超過分と年齢上限の超過分は、通算して3回までとなります。
42	医療機関	県ホームページに掲載されている協力医療機関以外で治療・検査を受けた場合は助成対象外となるのか。	助成対象となります。 ただし、協力医療機関の一覧に記載のない医療機関を受診する場合は、事前に受診等証明書の発行が可能かを医療機関に問い合わせてください。
43	医療機関	夫婦で別々の医療機関を受診しました。どちらも対象になりますか。	助成対象となります。 この場合は、妻及び夫それぞれの医療機関が発行した受診等証明書を添付してください。
44	その他	不育症の検査は対象となりますか。	本事業の対象ではありません。 先進医療に告示された不育症検査の場合は、福島県不育症検査費用助成事業の対象となります。

45	その他	現在居住している市町村でも助成事業を実施している場合、どちらを先に申請すればよいですか。	どちらを先に申請いただいても差し支えありません。 ただし、お住まいの市町村において申請順を指定する場合がありますので、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。
46	その他	申請してからどのくらいで助成金は振り込まれますか。	通常、申請を受け付けてから約2ヶ月後に振り込みます。 ただし、年度末等の申請が集中する時期は通常より時間を要する可能性がありますので、治療又は検査終了後はなるべく早めに申請してください。